

食品寄附等に関するDX分科会 第4回

食品寄附におけるAPI仕様書（案） 概要

2025年3月17日

資料3

1. API仕様書の趣旨

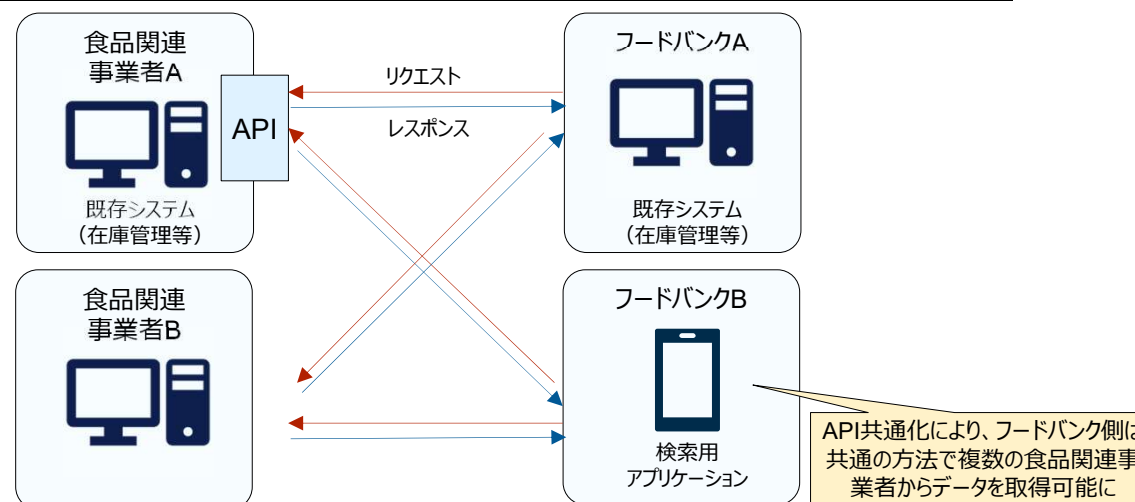
今後、食品寄附関係者間における寄附食品の情報連携を行うシステムの利用機会が増加することが想定される。

本仕様書では食品の需給調整および授受にかかる業務におけるAPIの活用が想定される業務を抽出し、各業務における情報連携を行うためのプロトコル・APIアーキテクチャ等の共通仕様、各APIにおける電文仕様等を定義することで、共通の電文形式によるデータ授受の促進を目的としている。

APIの必要性

- 事業者・地域ごとにデータの授受方法が異なれば、情報の受け手はそのすべてに対応できるようなシステムを構築しなければならない。
- 後述のAPIを活用することで、効率的に外部の既存システムの情報を取得できる。

例) APIを活用してフードバンク等が食品関連事業者の情報を取得する場合



2. APIの共通仕様

API仕様書にて、電文における共通仕様として一般的に多くのシステムに採用しているHTTP1.1（プロトコル）、REST（APIアーキテクチャ）、JSON（電文構造）を採用している。

APIを開発する上での共通仕様

(1)プロトコル

HTTP1.1に基づくこととし、POSTメソッドによるリクエストを行う。

(2)APIアーキテクチャ

REST形式とする。

(3)電文構造

J-SON形式とする。

(4)文字コード

リクエスト及びレスポンス共にUTF-8を用いることとする。

(5)通信時のセキュリティについて

通信時のセキュリティとしてSSL/TLSを用いることを推奨する。

(6)認証・認可方式

既存システムにおける仕様との整合等を考慮し、認証方式については特に定めない。

3. APIの活用が想定される業務

食品寄附者・中間支援組織間（食品寄附）及び中間支援組織間・直接支援組織間（食品提供）の情報の連携においてAPIの活用が想定される業務を検討した。

No.	分類	業務名	概要
1	食品寄附	寄附食品の登録	食品寄附者から中間支援組織間に寄附食品の受入を依頼する。依頼にあたり、寄附する食品の情報や賞味期限、受入方法等を連携する。
2		受領書の取得	寄附完了後に中間支援組織間から受領書を発行する。また寄附者より一覧形式で一括して受領書の発行を依頼する。
3	食品提供	寄附食品の一覧取得	直接支援組織間が中間支援組織間等に提供可能な食品の在庫等を問い合わせ、その一覧を取得する。
4		寄附食品の提供予約	No.3にて取得した提供可能な食品の一覧から、提供を希望する食品やその量、受け取り方法等を連携し、提供の予約を行う。
5		寄附食品提供履歴の一覧取得	直接支援組織間が提供を受けた食品や数量、受領日等の情報を一覧で取得する。

4. API一覧

前項で列挙したAPIの活用が想定される業務に対応するAPI名、電文名、電文の内容を検討し、各APIにおいて具体的にどのような項目を要求（リクエスト）及び回答（レスポンス）するのかAPI仕様書に定義した。

API一覧を以下に示す。

No.	API名（業務名）	電文名	概要
A01	寄附食品登録の要求	R01 寄附食品登録要求電文	食品寄附者が寄附食品のリスト番号・商品名・商品分類・数量・賞味期限等の寄附食品の登録情報を中間支援組織に送信する。
		S01 寄附食品登録回答電文	中間支援組織が登録された情報に基づいてリスト番号・受入可否等を食品寄附者に回答する。
A02	受領書の要求	R02 受領書要求電文	食品寄附者は中間支援組織が管理番号・過去に受領した寄附食品の受領書の発行日（開始日～終了日）を中間支援組織に送信する。
		S02 受領書回答電文	中間支援組織が受領期間の条件に該当する寄附食品の管理番号・寄附者名・受領日等を食品寄附者に回答する。
A03	寄附食品の一覧取得の要求	R03 寄附食品一覧要求電文	直接支援組織が提供を希望する寄附食品の食品分類コード・賞味期限を中間支援組織に送信する。
		S03 寄附食品一覧回答電文	中間支援組織が食品分類コード・賞味期限の条件に該当する提供可能な寄附食品の商品名・商品分類コード・賞味期限等を直接支援組織に回答する。
A04	寄附食品の提供予約	R04 寄附食品提供予約電文	直接支援組織が提供を希望する寄附食品の管理番号、希望数量等を中間支援組織に送信する。
		S04 寄附食品提供予約結果電文	中間支援組織が管理番号、希望数量等の条件に該当する予約可能な寄附食品の管理番号、予約番号、予約可否等を中間支援組織に回答する。
A05	寄附食品提供履歴の一覧取得の要求	R05 寄附食品提供履歴一覧取得要求電文	直接支援組織が中間支援組織から過去に受領した寄附食品の受領書の発行日（開始日～終了日）を中間支援組織に送信する。
		S05 寄附食品提供履歴一覧取得結果電文	中間支援組織は受領書の発行日の期間の条件に該当する寄附食品の管理番号、寄附者名、受領日等を直接支援組織に回答する。

5. 第2回ベンダWGでの主なご意見と対応について

第2回ベンダWGにてAPI仕様書について頂いたご意見は以下のとおりであり、ご意見を踏まえ「事務局回答」のとおり対応。

	WG構成員からのご発言	事務局回答
1	3.4.2章.エラーコードの詳細 ● エラーコード分類に関し、アルコールやサプリメント等フードバンク側に「NG商品があること」が登録され、かつ、寄付品の中に当該物品が判別できる情報があればエラーが表示されると思うが、API仕様書内で判別できる情報があるというイメージか。	➤ 例えば、冷蔵設備のないフードバンクでは、冷蔵はNGとなることもありますが、フードバンクによって運用が異なります。 ➤ そのため、特定の条件に対して判断できる仕組みは記載しておりませんが、APIで寄附登録する際に食品名や分類コードを登録できるようにすることで、受け入れ側で受け入れ可否を判断できるようにAPI電文項目を記載しております。
2	3.4.2章.エラーコードの詳細 ● フードバンク、食品の寄附が対象ではあるが、フードバンクを介して、食品以外寄附の打診もあろう。将来的にはそのような寄附物品も含めて、対応できるようになれば価値が出てこよう。	➤ 頂戴したご意見の通りかと存じます。今回は食品の寄附のケースを対象としておりますが、食品以外のケースについては、API仕様書の次版において検討できるように、消費者庁様にも伝えていきたいと考えております。
3	3.4.2章.エラーコードの詳細 ● 検討の中で、APIを介してのやり取りができるフードバンクは少ないと思う。本API仕様の目的は、安価で効率的なシステムの整備を行うとともに、将来的に自動処理を行うことと理解している。 ● 本事業においてはAPI導入したシステムの実証実験もあるが、利用シーンはあるか。	➤ APIに関しては、API仕様書を用いてセカンドハーベストジャパン様で寄附に関する実証事業を実施しており、また、API仕様書に準拠した形でフードバンク山梨様でも実証実験を行っております。 ➤ さらに、API仕様書の作成と並行して食品寄附におけるデータ標準化ガイドラインの検討も行っており、業務の実現可能性を検証するため、主要なフードバンク等と意見交換を行い、業務全体の情報収集を進めております。

5. 第2回ベンダWGでの主なご意見と対応について

	WG構成員からのご発言（敬称略）	事務局回答
4	3.4.2章.エラーコードの詳細 ● 食品卸売業からの食品寄附は品目の増加や、複数フードバンクでの受け入れが必要になる等、寄附の条件等が複雑になる。システム化を優先するとともに、システム化できない残分は別で調整することもある。早めにガイドラインに則った形で、顧客側にデータ整理をしていただかなければ進まない。ガイドラインの公開時期なども含め連絡いただけると有難い。	➤ ご意見のとおり様々なケースが発生するかと存じます。まずは、食品寄附関係者からのヒアリング等を通じて得られた情報に基づいてAPI仕様書を作成しております。さらに、今後想定されうる寄附に係る条件等は、API仕様書の次版において検討できるように、消費者庁様にもフィードバックさせていただきたいと存じます。
5	3.4.2章.エラーコードの詳細 ● 必須項目のエラーコードは、API電文設計書における必須の項目よりも少ないが、今後追加になるという理解で良いか。API電文設計書の「リクエスト表」で必須と○が付いている項目とあるが、一つ一つにエラーコードがあると認識している。	➤ エラーコードのポリシーとしては、リクエストした電文形式のどこが異なるのかレスポンスをするAPIを想定しておりません。各パラメーターエラーを1つ1つ返すということも分かりにくくなるため、エラーとしては分類程度の粒度で返す仕様としております。
6	3.4.2章.エラーコードの詳細 ● HTTP、HTTPSでレスポンスが返ってくると思うが、フォーマットの形式（JSONのどのような形で返ってくるか）は決まっているか。	➤ エラーコードのサンプルは、電文設計書にコードの返し方、電文仕様を追記の上、照会をかけたいと存じます。